

保護帽の着用が規定された作業範囲（関連規則）

(a) 物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するための保護帽

労働安全衛生規則			
247条	型わく支保の組立作業	517条	鉄骨の組立作業
360条	地山の掘削作業	539条	船台の付近、高層建築物等の作業
366条	明り掘削作業	566条	足場の組立作業
375条	土止め支保作業	クレーン等安全規則	
383条	ずい道等の掘削等作業	33-2-3	クレーンの組立、解体作業
404条	採石のための掘削作業	118-2-3	デリックの組立、解体作業
412条	採石作業	153-2-3	屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立又は解体作業
464条	港湾荷役作業		
484条	造林等の作業		
497条	木馬又は雪そり運搬作業		
516条	林業架線作業	191-2-3	建設用リフトの組立、又は解体作業

(b) 墜落による労働者の危険を防止するための保護帽

51-52条435条	5t以上の貨物自動車における荷の積み卸し作業（ロープ、シート掛け等含む）
	はいの上における作業（床面から2m以上に限る）

(c) 絶縁用保護帽については電気による労働者の危険を防止するための保護帽

341条	高圧活線作業
346条	低圧活線作業

(d) 絶縁用保護具の国家規格について

351条	絶縁用保護具等の定期自主検査を行わねばならない
------	-------------------------